

香取市公告第 109 号

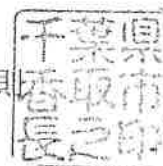


令和8年度定期予防接種事業の実施

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、予防接種事業を別紙のとおり公告する。

令和8年10月1日

香取市長 伊藤 友則



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

1. 対象者

- ・65歳以上の者
- ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に
自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者
及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能
な程度の障害を有する者

2. 香取市予防接種協力医療機関

	医 療 機 関 名	インフルエンザ	新型コロナ
1	石橋医院	○	○
2	小見川あすなろクリニック	○	
3	おみがわ内科循環器クリニック	○	○
4	小見川ひまわりクリニック	○	○
5	香取おみがわ医療センター	○	○
6	中田内科医院	○	○
7	馬場医院	○	○
8	本多病院	○	○
9	小見川診療所	○	○
10	栗源病院	○	○
11	鵜田医院	○	○
12	あいざわクリニック	○	○
13	石井内科医院	○	
14	イムス佐原リハビリテーション病院	○	○
15	宇井整形外科	○	○
16	香取医院	○	
17	久保田整形外科クリニック	○	○
18	越川医院	○	○
19	越川クリニック	○	○
20	榊原医院	○	○
21	坂本医院	○	○
22	佐原泌尿器クリニック	○	○
23	島崎医院	○	○
24	たもつ内科小児科医院	○	○
25	日新外科胃腸科医院	○	
26	根本医院	○	○
27	布施外科医院	○	
28	まきの越川診療所	○	○
29	松浦医院	○	○
30	山野醫院	○	○
31	おおくすの郷クリニック	○	○
32	宮内医院	○	○
33	みやうちクリニック	○	○
34	千葉県立佐原病院	○	○

35	白十字総合病院	○	○
36	小山記念病院	○	○
37	宮本病院	○	○
38	仲沢医院	○	○
39	古橋医院	○	
40	大久保診療所	○	○

3. 接種対象期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日

4. 注意事項

- ① ワクチン接種後24時間は、健康状態の変化の出現に注意し、観察しておく必要がある。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意する。
- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させる。
- ③ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせる。
- ④ 被接種者又は介護に当たる者等は、③の場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市の担当部局に連絡する。
- ⑤ 予防接種当日の入浴は差し支えない。